

「令和6年度伝統的工芸品ブラッシュアップ事業」産地企業等募集要領

1 事業名

令和6年度伝統的工芸品ブラッシュアップ事業

2 事業の目的

伝統的工芸品は、長い歴史を有し、今日まで継続してきた伝統的な技術・技法により作られたものであるが、ライフスタイルの変化に伴い、現代のニーズに合った商品づくりや適切な販路開拓が課題となっている。

しかし、伝統的工芸品の産地企業は小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を個社が単独で実施することは難しい。

そこで、産地企業等による新商品開発や、国内及び海外に向けた販路開拓等の取組を、マーケティングの専門家を派遣して支援することで、産地企業等の成功事例の創出を後押しする。また、その取組を、他の産地企業等に広く発信することで、県内の伝統的工芸品産地の活性化につなげる。

3 事業の内容

(1) 専門家による支援

専門家が産地企業等を訪問し、現状や課題を踏まえた目標及び新商品開発や国内及び海外に向けた販路開拓に関する取組計画を産地企業等とともに作成する。作成した計画に沿って、進捗を確認しつつ、具体的な取組を指導するとともに、新商品開発や国内及び海外に向けた販路開拓、経営のノウハウについて専門的見地からアドバイスを行う。

また、これまでに「伝統工芸産業ブラッシュアップ事業」に参加した産地企業等に対し、事業内で行った新商品開発や販路開拓の取組等の更なる展開に向けたフォローアップを行う。

ア 産地企業等へのヒアリング<1回以上／1社・グループ>

- ・企業等の現状把握、課題抽出、企業等が希望する取組内容の確認
- ・目標設定、目標を達成する取組計画を企業等とともに作成

(ア) 目標設定…数値による具体的な目標を設定

(イ) 目標を達成するための具体的な取組…計画、スケジュール

(ウ) 本事業終了後の中期的な目標・取組計画…

本事業のステップアップとして、本事業終了後の企業等の中期的な取組計画を作成

イ 産地企業等の取組に対する支援<7回程度／1社・グループ>

- ・アで作成した取組計画に基づき、企業等が実施する取組を支援
(ヒアリング、進捗確認、計画達成のための具体的な支援活動、アドバイス等)

ウ イについてのPRの実施

- ・産地企業等が実施する取組について、マスメディアを利用した効果的なPRを実施（新聞、テレビ、Webサイト、雑誌、SNS等）

（2）成果等の報告

専門家と産地企業等が（1）についての取組をWebページ等で報告する。（報告<1回（3月）>）

4 本事業の支援対象となる産地企業等

3企業・グループ

5 産地企業等の応募条件

（1）企業単体の場合

県内に本社があり、県内の伝統的工芸品（※）の製造又は販売を行っていること。

（2）グループの場合

ア 県内に本社があり、県内の伝統的工芸品の製造又は販売を行っている企業を含むこと。

イ グループの代表は、県内に本社があり、県内の伝統的工芸品の製造又は販売を行っていること、若しくは、既に県内の伝統的工芸品の製造又は販売を行っている企業と連携し事業を行っていること。

（3）共通事項

ア 従来の手法にこだわらず、専門家と一緒に伝統的工芸品の新商品開発又は販路開拓に取り組む意欲があり、実際に取り組むことができること。

イ 報告会で、本事業の取組の成果を紹介できること。

ウ フォローアップ支援を受ける企業については、過去に「伝統工芸産業プラッシュアップ事業」に参加したことがあること

（※「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」により、経済産業大臣が指定したもの。）

6 募集期間

令和6年4月26日（金）から令和6年5月24日（金）まで

7 応募方法

本事業への応募希望者は、必要書類を作成し、以下のとおり提出すること。

（1）提出書類

ア 応募申請書（様式3-1）

イ 参考資料（企業のパンフレット等参考になるものがある場合）

(2) 提出部数

郵送又は持参の場合：各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

電子メール又は FAX の場合：各 1 部

(3) 提出期限等

ア 提出期限

令和 6 年 5 月 24 日（金） 午後 5 時（必着）

イ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県経済産業局産業部産業振興課

繊維・窯業・生活産業グループ

メール：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

FAX：052-954-6976

ウ 提出方法

郵送（配達証明に限る）、持参、電子メール又は FAX

- ・提出期限までに全ての必要書類の提出がない場合は受け付けない。
- ・持参の場合は事前に電話連絡すること（052-954-6341）。
- ・持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 提出書類の取り扱い

ア 提出された書類は返却しない。

なお、提出書類は本事業における産地企業等の選定以外の目的で使用しない。

イ 本事業への応募に要する全ての費用は、申請者の負担とする。

ウ 応募申請は 1 者 1 申請とする。

(5) その他

本事業で支援を行う専門家は現在選定中である。専門家が決まり次第県産業振興課 Web ページに概要を掲載する予定である。

（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshinko/r6dentokogei.html>）

8 産地企業等の審査

(1) 審査方法

提出された応募申請書を始めとする書類（以下「応募申請書類」）について、形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において審査する。

ただし、申請者が 3 者を超えない場合は、応募申請書類に基づき形式審査を行い、調整のうえ、支援候補者として選定する。

選定委員会による審査は、原則として応募申請書類に基づく書面審査及びヒアリング等により行う。

審査の参考として、選定委員会の開催前に申請者やその産地を訪問することもあるため、その場合、申請者は可能な限り対応すること。

(2) 審査の観点

別添「産地企業等選定基準」のとおり

(3) 選考結果

全申請者に対して書面で通知する。なお、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(4) 事業実施

選定委員会において、第1位、第2位、第3位となった申請者を本事業の支援対象者とする。

9 スケジュール（予定）

| | |
|--------------|-------------------|
| 令和6年4月26日（金） | 産地企業等募集開始 |
| 令和6年5月上旬 | 専門家候補の決定、Webページ掲載 |
| 令和6年5月24日（金） | 産地企業等応募申請書類提出期限 |
| 令和6年5月下旬 | 産地企業等の決定 |
| 令和6年5月下旬 | 専門家による支援開始 |

10 その他

(1) 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式3-2）を提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合、申請者は失格となる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合

イ 県職員又は当該事業関係者に対して、当該事業に関わる選定において不正な接触の事実が認められた場合

(3) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

11 問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

繊維・窯業・生活産業グループ

TEL：052-954-6341（ダイヤルイン）

メール：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

※本業務に関する質問等は、電子メールで令和6年5月20日（月）まで受け付ける。ただし、応募申請書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。（電子メールの件名は「令和6年度伝統的工芸品ブラッシュアップ事業産地企業等募集に関する質問」と記載すること。）

質問に対する回答は、質問のあった団体等あてに電子メールで回答するほか愛知県のホームページに掲載する。

別添

産地企業等選定基準

産地企業等選定に係る審査は、提出された応募申請書及び添付書類等により、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行うものとする。

1 事業実施体制

- ・事業実施体制が整い、実行可能性は十分であるか。
- ・グループで応募する場合、効果的なグループが形成されているか。

2 事業実施方法

(1) 本事業で取り組みたい新商品開発や販路開拓の内容、目標

- ・従来の手法にこだわらず、新たな視点で取り組む意欲があるか。
- ・取組の方法、目標は適切か。
- ・商品や産地の特徴等を客観的に捉えているか。
- ・取組は実現可能か。

(2) 将来展望

- ・中期的なビジョンは適切か。
- ・本事業の目標と中期的なビジョンとが連携しているか。

(3) 他企業等への発信

- ・産地における発信力・影響力は大きいか。

3 事業の実績

- ・これまでの事業の実績はあるか。